

## 紙おむつの給付対象が若年性認知症の方にも広がりました

要介護認定者が在宅生活を続けられるよう、また、介護しているご家族の負担を軽減するため、紙おむつ等の介護用品の給付を行っています。



### 1 対象者

40～64歳の在宅で生活する要介護認定者で下記の要件にすべて該当する方

- ① 要介護認定が要介護3～5と認定された方
- ② 介護保険法で定められた特定疾病「初老期における認知症」に該当する方  
※ 転入した方や特定疾病に該当する傷病が複数ある方など、川崎市で保有する主治医意見書にて「初老期における認知症」の確認ができない場合は、主治医意見書に代わる診断証明書等の提出が必要になります（診断書等発行に係る費用は利用者負担になります）。

③ 紙おむつを必要とされている方

- ※ 医療機関に入院又は施設等に入所している方は対象外です。
- ※ 有料老人ホームと同等のサービスを受けている場合は、施設とみなします。
- ※ 対象外の方が給付を受けた場合は事由発生時に遡って全額利用者負担となります。
- ※ 川崎市障害児（者）日常生活用具給付等事業との併用はできません。

### 2 サービス内容

月に1度、給付利用限度額(月額5,000円)の範囲内で介護用品（紙おむつ類・おむつカバー・防水シーツ・使い捨て手袋・消臭剤・清拭剤・ドライシャンプー）を給付します。

※給付品は限度額内で組合せて選択可能です。

※生活保護受給者等は、紙おむつ類・おむつカバーが対象外、給付利用限度額が月額2,500円になります。

### 3 利用料

利用者世帯の階層区分	利用者負担率
生活保護法による被保護世帯	0%
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	
減免（市民税非課税世帯で、かつ生活困窮者） 川崎市在宅福祉サービス利用負担額減額事業実施要綱に基づく減額対象者	5%
市町村民税本人非課税	10%
市町村民税本人課税	20%

※ 階層区分は毎年8月に見直します。ただし、生活保護や減免対象者については、その都度区分に応じた見直しを行います。

### 4 利用上の注意

有効期間は、申請時の要介護認定有効期間です。

継続して利用を希望する場合や介護保険の要介護度区分変更申請をする場合には、あらかじめ申請が必要です。

## 5 新規利用の申請

利用を希望する方は、各区高齢・障害課に申請します。

## 6 新規利用の決定

申請後、利用の可否を決定し、結果を通知します。

決定通知書の決定効力発生日が1～20日までの場合は当該月、21日から末日までの場合は翌月から給付（配送）を開始します。事業者から連絡がありますので、紙おむつ等の希望商品を伝えてください。（事業者・取扱品一覧は区役所等で確認できます）

決定通知書が届いた後、25日までに事業者からの連絡がなくカタログが届かない場合、事業者へご連絡ください。その他ご不明点等がございましたら、各区高齢・障害課へご連絡ください。

## 7 変更

事業者の変更、市内転居、生活保護受給状況の変更等の場合は、各区高齢・障害課に**変更の申請が必要です**。

事業者の変更は、申請日が1～20日の場合は翌月、21日～末日までの場合は翌々月からの変更となります。決定通知書の効力発生日の属する月から給付（配送）となります。

## 8 廃止（停止）

次に該当する場合は本事業の対象外となりますので、各区高齢・障害課に**廃止（停止）の申請が必要です**。

※ 対象外の方が給付を受けた場合は、事由発生時に遡って全額利用者負担となり、後日請求が発生します。

①要介護度が3～5以外となった又は認定期間が満了したとき

（更新が遅れると廃止になる場合があります）

②要綱で定める施設等に入所したとき

③医療機関への入院又は自宅以外の場所での宿泊が1か月に達するとき

例：入院が1か月以上になった場合、入院期間中に受け取ったものは実費となります。

④死亡、市外転出、その他紙おむつを必要としなくなったとき

※ 職権により廃止（停止）する場合があります。

## 9 申請窓口・問い合わせ

区役所 高齢・障害課	住 所	電 話
川崎区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	川崎区東田町8	201-3080
幸区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	幸区戸手本町1-11-1	556-6619
中原区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	中原区小杉町3-245	744-3217
高津区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	高津区下作延2-8-1	861-3255
宮前区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	宮前区宮前平2-20-5	856-3242
多摩区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	多摩区登戸1775-1	935-3266
麻生区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	麻生区万福寺1-5-1	965-5148

※川崎区については窓口体制変更に伴い、令和7年1月以降、窓口が川崎区役所へ一元化されました。

（令和7年4月改定）